

港区事務手数料条例新旧対照表

改正案		現行			
<p>(前略)</p> <p>別表(第五条の二関係)</p>		<p>(前略)</p> <p>別表(第五条の二関係)</p>			
				事務	事務
				名称	名称
				額	額
徴収時期	徴収時期				
一〇九(略)	一〇九(略)	名称	通知カードの再交付手数料		
(略)	(略)	額	一件につき五百円		
(略)	(略)	徴収時期	再交付申請のとき。		
<p>十 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報提供等に関する省令(平成二十六年総務省令第八十五号。次項において「省令」</p>					

<p>十 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第二十八条第一項の規定に基づく個人番号カードの再交付（再交付がやむを得ないものとして区規則で定める場合を除く。）</p>	
(略)	
(略)	
(略)	

<p>十一 省令第二十八条第一項の規定に基づく個人番号カードの再交付（再交付がやむを得ないものとして区規則で定める場合を除く。）</p>	<p>という。）第十一条第三項の規定に基づく通知カードの再交付（再交付がやむを得ないものとして区規則で定める場合を除く。）</p>
(略)	
(略)	
(略)	

付則

この条例は、公布の日から施行する。